

新旧対照表

別紙1 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>障発0330第12号 平成24年3月30日 障発0329第20号 平成25年3月29日 障発0930第2号 平成25年9月30日 障発0220第1号 平成27年2月20日 障発0331第26号 平成27年3月31日 障発0331第12号 平成28年3月30日 <u>最終改正 障発0331第17号</u> <u>平成29年3月31日</u></p>	<p>障発0330第12号 平成24年3月30日 障発0329第20号 平成25年3月29日 障発0930第2号 平成25年9月30日 障発0220第1号 平成27年2月20日 障発0331第26号 平成27年3月31日 障発0331第12号 平成28年3月30日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p>

新	旧
<p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 18 第 3 項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号をもって公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 18 第 3 項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号をもって公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>
記	記
<p>第一 （略）</p>	<p>第一 （略）</p>
<p>第二 総論</p>	<p>第二 総論</p>
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>
<p>2 用語の定義（基準第 2 条）</p>	<p>2 用語の定義（基準第 2 条）</p>
<p>(1) 「常勤」</p>	<p>(1) 「常勤」</p>
<p>指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。</p>	<p>指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。</p>
<p>当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であつて、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p>	<p>当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であつて、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p>
<p>例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の<u>保育士</u>と当該</p>	<p>例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の<u>指導員</u>と当該</p>

新	旧
<p>指定放課後等デイサービスの<u>保育士</u>とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>指定放課後等デイサービスの<u>指導員</u>とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第三 児童発達支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 指定児童発達支援の取扱方針（基準第 26 条）</p> <p>① 基準第 26 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた<u>適切な支援</u>を提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(16)～(41) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第三 児童発達支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 指定児童発達支援の取扱方針（基準第 26 条）</p> <p>① 基準第 26 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が<u>漫然かつ画一的に提供されることがないように</u>、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に<u>応じて適切に提供されなければならないこと</u>としたものである。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(16)～(41) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第四 (略)</p>	<p>第四 (略)</p>
<p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p><u>(1) 指定放課後等デイサービス事業所に係る従業員の員数（基準第 66 条）</u></p> <p><u>基準第 66 条は、指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>① 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（基準第 66 条第 1 項第 1 号）</u></p> <p><u>「提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる」とは、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業員が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。</u></p>	<p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p><u>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第三の 1 の（1）及び（3）を参照されたい。</u></p>

新	旧
<p>(例) <u>提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。</u></p> <p><u>また、ここでいう「障害児の数」は、指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。</u></p> <p>② <u>児童発達支援管理責任者（基準第66条第1項第2号）</u> <u>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第三の1の（1）の②を参照されたい。</u></p> <p>③ <u>機能訓練担当職員（基準第66条第2項）</u> <u>指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができるものと定めたものである。</u></p> <p>④ <u>指定放課後等デイサービスの単位（基準第66条第4項）</u> <u>指定児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の1の（1）の④を参照されたい。</u></p> <p>⑤ <u>児童指導員又は保育士の配置（基準第66条第6項）</u> <u>「児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない」とは、（1）の①と同様に、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種に従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。なお、ここでいう「半数以上」については、基準第66条第1項第1号に規定された人員に適用されるものであり、人員配置基準を超えて配置されたものについては適用されない。</u></p> <p>(例) <u>定員10人の事業所が人員配置基準を超えて2名加配している場合、児童指導員又は保育士の数は、4人のうち2人ではなく、人員配置基準上の2人のうち1人とする。</u></p>	

新	旧
<p>⑥ <u>児童発達支援管理責任者その他の職務との兼務について（基準第 66 条第 7 項）</u> <u>指定児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の 1 の（1）の⑤を参照されたい。</u></p> <p>(2) <u>管理者（基準第 67 条）</u> <u>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第三の 1 の（3）を参照されたい。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>運営に関する基準</u> (1)、(2) （略） (3) <u>情報の提供等（基準第 70 条の 2）</u> <u>基準第 70 条の 2 第 3 項は、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うため、同条第 3 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項について、指定放課後等デイサービス事業所が自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン（平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下同じ。）を参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、放課後等デイサービスにおける支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</u></p> <p>(4) <u>放課後等デイサービスの取扱方針（基準第 71 条により準用される第 26 条）</u> ① <u>基準第 71 条により準用される第 26 条第 1 項は、指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスが漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。なお、適切な支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、放課後等デイサービスにおける支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</u></p>	<p>2 （略）</p> <p>3 <u>運営に関する基準</u> (1)、(2) （略） （新設）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>② <u>同条第2項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。</u></p> <p>③ <u>同条第3項は、指定放課後等デイサービス事業者は、自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(5) <u>準用（基準第71条）</u> 基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条、<u>第49条、第50条、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)、(14)、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。</u></p> <p>4 <u>基準該当通所支援に関する基準</u></p> <p>(1) <u>従業者の員数（基準第71条の2）</u></p> <p>① <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（基準第71条の2第1項第1号）</u> <u>基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者については、指定放課後等デイサービスと同趣旨であるので、第五の1の(1)の①を参照されたい。</u></p> <p>② <u>児童発達支援管理責任者</u> <u>児童発達支援管理責任者については、指定放課後等デイサービスの場合とは異なり、「専任」とする必要はなく、基準該当放課後等デイサービスの他の職種の従業者と兼務をして差し支えないものである。</u></p> <p>③ <u>児童指導員又は保育士の配置（基準第71条の2第3項）</u> <u>指定放課後等デイサービスの場合と同趣旨であるため、第五の1の(1)の④を参照されたい。</u></p> <p>④ <u>基準該当放課後等デイサービスの単位</u> <u>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の④を参照されたい。</u></p> <p>(2) <u>設備（基準第71条の3）</u></p>	<p>(3) <u>準用（基準第71条）</u> 基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。</p> <p>4 <u>基準該当通所支援に関する基準</u></p> <p>(1) <u>従業者の員数（基準第71条の2）</u> <u>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(1)を参照されたい。</u></p>

新	旧
<p>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(2)を参照されたい。</p> <p>(3) 利用定員(基準第71条の3の2) 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(3)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用(基準第71条の4) 第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条、<u>第49条、第50条、第51条第1項及び第52条から第54条まで、第54条の6から第54条の8まで、第65条、第70条(第1項を除く。)</u>及び<u>第70条の2</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、<u>(16)</u>から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで((38)の②を除く。)、<u>第三の4の(5)から(7)まで、第五の3の(3)及び(4)</u>を参照されたい。</p>	<p>(2) 設備(基準第71条の3) 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(2)を参照されたい。</p> <p>(3) 利用定員(基準第71条の3の2) 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(3)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用(基準第71条の4) 第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、<u>第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条まで、第54条の6から第54条の8まで、第65条及び第70条(第1項を除く。)</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、<u>(15)</u>から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで((38)の②を除く。)<u>及び第三の4の(5)から(7)まで</u>を参照されたい。</p>
<p>第六 (略)</p>	<p>第六 (略)</p>
<p>第七 (略)</p>	<p>第七 (略)</p>